

北海道告示第10260号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第14条において準用する同法第13条第5項の規定により、次により地方卸売市場を変更認定した。

令和3年2月19日

北海道知事 鈴木 直道

1 変更認定年月日	令和3年2月4日
2 開設者の名称	室蘭市
3 開設者の住所	室蘭市幸町1番2号
4 地方卸売市場の名称	室蘭市公設地方卸売市場
5 地方卸売市場の位置	室蘭市日の出町2丁目3番1号
6 地方卸売市場の取扱品目	生鮮水産物、生鮮水産物の加工品